

ネグリジエンス法と *Res Ipsa Loquitur*

——イギリス不法行為法研究ノート——

飯塚和之

はじめに

本稿は、イギリス不法行為法研究の一部として、ネグリジエンス不法行為の立証において問題となる *res ipsa loquitur* 原則を検討するものである。

わが民法七〇九条のごとく、故意・過失の立証を原告に負担させたときされる法制度の下では、ある場合には、原告に苛酷な結果を生ずることがある。とりわけ、被害者の手の届かない厚い壁のむこう側で、巨大な機械装置の下で、あるいは高度な知識と熟練を要する行為の下で生ずる出来事について、そのすべての経過の説明を、資力も高度な知識も有しない被害者に要求することは、あまりにも不当と言わざるをえない。そして、この不当な結果を回避しようとする努力は、過失概念の解釈や過失の事実上の推定の理論を通して、あるいは、「立証責任の転換」立法や「無過失責任」立法を通して行なわれてきている。本稿は、このような努力のイギリス法における表現の一つとし

て、ネグリジエンスの立証⁽¹⁾を原告に負担させる通常の立証段階を辿るときに生ずる困難を、一定の事情の下で軽減する機能を果たしてきている *res ipsa loquitur* 原則を、ネグリジエンス不法行為の発展⁽²⁾との関わりを意識しながら紹介・検討しようとするものである。

(1) ネグリジエンスの立証一般については、杉浦貞一「英国不法行為法における過失の証明」『大阪経大論集』五〇号四八頁に譲る。

(2) ネグリジエンス不法行為の形成については、拙稿「イギリス近代『過失』法の形成」『二橋研究』二二号三六頁、ネグリジエンス不法行為の詳細な構造分析については、望月礼二郎「ネグリジエンスの構造」『法学』三六巻四月一頁、三七巻二号一頁参照。

(3) 従来、*res ipsa loquitur* は「事実推定則」と訳されているが、これは、「事実上の推定」と同じものと誤解されるおそれがあり、そうすると、効果(後述)との関係で適訳とは思われないので、本稿では、原語のまま使用する。

(4) 比較的広範囲に厳格責任法理を承認するアメリカでも、ネグリジエンス不法行為に関わる多くの分野で、この原則の活用がはかられている。一般的には、Prosser, Torts, 211-235 (4th ed. 1971); Robert B. Byrd, "Proof of Negligence in North Carolina, Part I. *Res Ipsa Loquitur*," 48 N. C. L. Rev. 452 (1970) 個別的に、Prosser, "The Assault upon the Citadel (Strict Liability to

the Consumer), 69 YALE L. J. 1099, 1114 (1960);
 Comment, "The Application of Res Ipsa Loquitur in
 Medical Malpractice Cases," 60 NW. U. L. REV. 852
 (1965) (論文紹介「頃孝一」一九六七)アメリカ法一〇三
 頁); James E. Krier, "The Pollution Problem and Legal
 Institutions," 18 U.C.L.A. L. REV. 429, 454 (1971).

一 *Res ipsa loquitur* 原則——意味と先例

このラテン語の法諺 *res ipsa loquitur* (The thing itself speaks.) の語義は、「事実それ自体が語る」、「事実自体が証明する」、「事実自体証明力を有する」などと言われているが、この法諺に依拠して、イギリスの裁判官達が、当初意図したものは、直接証拠を提出できない原告の負担の軽減であり、それによる法の正義の確保であった。事故原因の認識手段を有しなかったり、それが被告の知識内のみであったり、自ら進んで証拠を提出することのない被告の態度などのために、原告に苛酷な不利益をもたらす場合があった。「侵害を受けた原告がネグリジェンスを証明するために、その倉庫から証人を呼ばなければならぬ」と言うことは、「私には途方もないことのように思われ」たわけである。

Res ipsa loquitur 原則の内容を明確に定立したと言われている先例は、*Scott v. London and St. Katherine Docks Co.* (1865) 事件である。アール首席裁判官 (Erle, C. J.) の宣明したときの言葉がこの原則の古典的定式とされている。

「その物が、被告またはその被用者の管理下にあったことが証明され、また、その事故が、管理者が相当な注意を払うならば、その物の通常の経過では発生しないものである場合において、被告による説明がない時には、その事故が注意の欠缺によって生じた」という合理的証拠を与え⁽⁶⁾」

Scott 事件以前に⁽⁷⁾ *res ipsa loquitur* に言及した先例がある。*Byrne v. Boadle* (1863) 事件の弁論の過程で、ポロック財務裁判所首席裁判官 (Pollock, C. B.) は⁽⁸⁾

「*Res ipsa loquitur* と言われうるものには、いくつの場合がある。そして、本件は、それらの一つのように思われる。」

と述べ、さらに、判決では、

「樽が転がり出ないように注意するのは、倉庫に樽を保管する者の義務である。そして、このような場合は、ネグリジェンスについての一応の証拠 (*prima facie* evidence of negligence) を与えるであろう」と私は考える⁽⁹⁾」と判示した。

Scott 事件の数年後、*Kearney v. London and Brighton and South Coast Ry.* (1870) 事件⁽¹⁰⁾で、タックマン首席裁判官 (Cockburn, C. J.) は、

「私自身の意見は、本件は *res ipsa loquitur* の原則が適用されうる事件である」というものである。……それゆえ、この事故が被告のネグリジェンスから生じたかに関し

て、陪審に付託されるならんらかの証拠——それがいかに少
 してあつても——が存在する。そして、争いのない事実か
 ら生ずる推認 (inference) を反証する証拠を提出するのは、
 被告の責任であつた。⁽¹²⁾

と述べている。紙幅の関係で十分展開できなかったが、*res
 ipsa loquitur* 原則の実態を確立したこれらの重要な諸先例が
 一九世紀後半期のものであることに注目したい。その意味は、
 この原則の形成がネグリジエンス不法行為の形成とその時期を
 同じくしており、ネグリジエンス不法行為はこの原則と結びつ
 くことによつて、その生誕の日から嚴格化の一つの端緒をその
 中に潜ませていた、と云ふことである。そして、今日では、この
 原則は、「ネグリジエンス訴訟を純粹の過責責任 (true fault
 liability) から嚴格責任へと、秘密裡に移し変える主要な媒介
 物の一つと考へ」⁽¹³⁾されるに至つてゐるのである。

- (12) *Byrne v. Boadle* (1863) 2 H. & C. 727, 727, 159
 Eng. Rep. 299, 300 *per* Pollock, C. B.
- (13) (1865) 3 H. & C. 596, 159 Eng. Rep. 665. 被告
 の倉庫からの砂糖袋の落下による傷害事件。
- (14) (1865) 3 H. & C. 596, 691, 159 Eng. Rep. 665,
 667.
- (15) (1863) 2 H. & C. 722, 159 Eng. Rep. 299. 被告
 の占有する建物からの小麦粉樽の落下による傷害事件。
- (16) (1863) 2 H. & C. 722, 725, 159 Eng. Rep. 299,
 301.

- (17) (1863) 2 H. & C. 722, 728, 159 Eng. Rep. 299,
 301.
- (18) (1870) 5 Q. B. 411. 鉄橋のレンガの落下により、
 公道通行中の原告が傷害をうけた事件。
- (19) (1870) 5 Q. B. 411, 414—415.
- (20) *M. A. Millner, Negligence in Modern Law*, 89
 (1967).

II *Res ipsa loquitur* 原則——要件

Res ipsa loquitur 事件が成立するためには、二つの要件が
 必要である。⁽²¹⁾

- (一) 損害を惹起した物・事態が被告の排他的管理下にあるこ
 と。「損害を惹起した物、すなわち、道具または侵害的手段お
 よび周囲の事情が、被告または被告の被用者の排他的管理また
 は運用 (exclusive control or management) の下になければ
 ならぬ」⁽²²⁾のである。この管理とは、相対的意味であり、
 管理それ自体のみならず、管理への権利 (right to control)
 を含む。現実の占有を伴わない物の所有者もその物を管理し
 てゐるとされる。また、製造物責任については、事故発生時
 に管理がなくとも、製造過程時に管理があれば、それで十分で
 あると考へられてゐる。⁽²³⁾

(二) 侵害行為または事故は、管理者が合理的な注意を払うな
 らば、通常は、生じないような種類のものではなければならぬ。
 当該状況に関する過去の経験から、被告のネグリジエンスが、⁽²⁴⁾

もっともよくその事故の原因を説明できる場合がある。そのような場合に、ネグリジエンスの推認が働くのである。この推認とは、「人間の通常の経験であり、専門家の経験」ではない。これは、医師などの専門家のネグリジエンスについて問題となる。「裁判官は、例えは、複雑な開腹手術における事態の通常の経過について、個人的知識を有することはできなから、このような場合には、この法諺は適用できなから」と言われてゐる⁽¹⁶⁾からである。判決例では、*Mahon v. Osborne* 事件⁽¹⁷⁾で意見は分かれたが適用し、*Fish v. Kapur* 事件⁽¹⁸⁾では否定してあり、「先例上、定まらぬ」と言ふよう。結局、この第二の要件の基礎にあるのは、人々の過去の経験に基づく常識であり、それは、裁判官にとつては、裁判所に顕著な事実 (judicial notice) に類似したものであり、陪審にとつては、文字通り、理性ある人々 (reasonable men) の常識である。

- (14) 論者によつては、第三の要件として、「被告からの説明が存在しないこと」をあげる (H. Street, *The Law of Torts*, 132—133 (5th ed. 1972))。本稿は、*Salmond, The Law of Torts*, 307—308 (15th ed. by R. F. Heuston 1969); M. P. Morgan, "*Res Ipsa Loquitur: a Closer Look*," 114 *Sol. J.* 346 (1970) に従う。また、アメリカ法では「通常」四要件を要求する。cf. Harper & James, *The Law of Torts*, 1081—1095 (1956)。
- (15) T. Ellis Lewis, "*A Ramble with res ipsa loquitur*," 11 *Camb. L. J.* 74, 78 (1951)。

- (16) *Ibid.*, p. 78.
- (17) Grant v. The Australian Knitting Mills [1936] A. C. 85.
- (18) *Salmond, op. cit.*, p. 307; Street, *op. cit.*, p. 133; Lewis, *op. cit.*, p. 79.
- (19) *Ibid.*, p. 80.
- (20) *Salmond, op. cit.*, p. 308.
- (21) [1939] 2 K. B. 14.
- (22) [1948] 2 All E. R. 176.
- (23) Street, *op. cit.*, p. 134.
- (24) Prosser, "*Res Ipsa Loquitur in California*," 37 *Cal. L. Rev.* 183, 193 (1949).

III *Res ipsa loquitur* 原則——効果

効果も、二つの場合に分けることができる。

- (一) 被告がなんらの証拠を提出しない場合、合理的説明を行なわない場合。この原則の適用事件であることを主張することによつて、第一次的效果として、原告は、事件を陪審に付託させる権利を有する⁽²⁵⁾。が、陪審は、ただちに被告のネグリジエンスを認定できず、第二次的效果として、被告の説明(証拠または弁論による)が存在しない場合に、はじめ、当該事故は被告のネグリジエンスによつて発生した、という合理的証拠が与えられることになり原告有利の評決をすることができ、しかして、被告が説明を行なわない場合はまれであるから、通常は、

つぎの第二の場合となる。

(一) 被告が証拠を提出する場合、説明を行なう場合。この場合には、立証責任 (burden of proof) との関係で、二つの説が対立し、効果が異なっている。オ・コンネル (D. P. O'Connell) は、二つの場合を、つぎのような疑問形で示す。彼は、Scott 事件の「被告による説明がない時には、その事故が注意の欠缺によって生じた、という合理的証拠を与える」を引いた後で言う。「しかし、いかなる説明が被告に要求されるのか。

もし、彼が自己にネグリジエンスの存在しないことを明瞭に説明できるならば、その時は、問題は生じない。しかし、彼が自己にネグリジエンスがあったことも、ネグリジエンスがなかったことも矛盾しない説明を提出する場合の中間状況に關してはどうか。彼は、十分な説明を提出したのか。彼の負担している責任は、(a)ネグリジエンスの不存在を証明する責任なのか、それとも、(b)ネグリジエンスの不存在の証明にまでは至らない合理的説明を提出するのみで十分なのか」と。オ・コンネルは、前者 (a) を法律上の推定説 (presumption of law theory)、後者 (b) を証拠法則説 (rule of evidence theory) と呼ぶ⁽²⁸⁾。両説を検討しよう。便宜上、後者の証拠法則説から述べる。

(1) 証拠法則説 この説は、証拠上の推定説とも呼ばれ、わが国の事実上の推定に類似したものであり、イギリスの伝統的学説、多数判決例のとりどころである。その内容は、つぎのごとくである。「ネグリジエンスの立証責任は、原告にあり、当該事故が被告のネグリジエンスなしにどのようにして生じえ

たかの合理的説明を提出する証拠提出の責任 (Burden of going forward with evidence) は、被告にある。それゆえ、すべての証拠が提出され、証拠が均衡していれば、原告は敗訴する (傍点—引用者、以下同じ)。」あるいは、「もし、被告がネグリジエンスの存在および不存在と等しく矛盾しない合理的説明を提出した場合には、被告にネグリジエンスがあり、かつ、そのネグリジエンスが事故を惹起したことを積極的に立証する責任は、依然として原告に留まる。」この説によると、*res ipsa loquitur* 事件は、つぎのようになる。まず、原告が、当該事件は *res ipsa loquitur* の法諺が適用される事件である、と主張することによって、被告に証拠提出の意味での責任が移る。そこで、被告は、自己にネグリジエンスがなかったことまでの説明をする必要はないが、当該事故がネグリジエンスがあつても生じたであろうと同じく、ネグリジエンスがなくなつても生じたであろう程度の合理的説明をする必要がある。最後に、全証拠に基づいて、被告のネグリジエンスが判断され、事実認定者の確信が、原告にとっての証拠の優越とならなければ原告敗訴の判決が下される。

(2) 法律上の推定説 この説は、証拠法則に比較して、被告の立証の程度が厳しく、ネグリジエンス不法行為の厳格化をさらに進める。その内容は、つぎのように説かれる。「原告は、ネグリジエンスの立証責任を果たすために、この法諺に依拠することができる。その結果、自分はあらゆる合理的注意を尽したことを肯認的に証明する究極的責任 (ultimate burden)

—要するに、当該事故が自分のネグリジェンスによるものでなかったことを、すべての証拠の優越で証明すること—を被告に移すことになる。そして、もし、彼「被告」がその責任を果たさなかった場合には、原告は勝訴する。」この説を打ち出した判決が一九五五年に出され、多くの論議を呼んだ(Moore v. R. Fox & Sons 事件)⁽³²⁾。事実・経過は、注(32)に譲って、本説を展開したエンシェッド記録長官(Evershed, M. R.)の意見を聞こう。彼は、事実・証拠を検討した後で言う。「原告は、自己の立証事項(case)が *res ipsa loquitur* として知られている準則または原則の中に入るものである」と主張した。すなわち、爆発の事実それ自体が語り、反対の説明がなされえない限り、被告の側のネグリジェンスの結論をもちたらず、と主張した。それゆえ、彼女「原告」が申し立てているように、立証責任(onus)は、被告にあり、それは、彼女が原審およびわれわれの面前で弁論したように、結局、果たされなかった」と。ルウィス(T. Ellis Lewis)は、本件を評して、法律上の推定説を宣明したものである⁽³³⁾とし、ミルナー(M. A. Milner)も、法律上の立証責任の転換の効果を与えたものとして本件をあげる。この画期的な判決にたいしては、しかしながら、その急進性を論難する者も少なくない。本件をも含めて、法律上の推定説にたいして、「もし、この見解が採用されるならば、この法諺に訴えることによって一応有利な事件(*prima facie* case)を成立させる原告は、他の方法で一応有利な事件を成立させる原告よりも、より強力な地位につくことになる。」⁽³⁴⁾と

か、「イギリスの諸裁判所が後者の見解〔法律上の推定説〕に傾きつつあるのは、遺憾なことである」とかの批判的・否定的見解が公表されているのである。他方、少数ではあるが肯定的見解も見られる。ミルナーは、立証責任の転換に積極的である。「その趣旨は、*res ipsa loquitur* を、通常、被告の側にネグリジェンスのあることを示す一定の出来事の証拠に関する便宜的表現用語から、被告の責任を免ずるに十分有力な、被告による肯認的な無責の証明(affirmative proof of innocence)の存在しない場合に、裁判所が原告有利に判断しなければならぬ、とする法準則へと、変質させることである」と。彼ほど強力ではなすが、クロス(Rupert Cross)も、その『証拠法』の著書で、この考え方が、しばしば想像されているほどには異常なものではないであろう⁽³⁵⁾と結論している。

(25) 但し、今日のイギリスでは、アメリカとは異なり、民事事件での陪審の使用は制限されている(G. W. R. Cornish, *The Jury* (1971))。本文の叙述は、陪審が使用される場合を想定したものである。

(26) Salmond, *op. cit.*, p. 309; Lewis, *op. cit.*, pp. 84 & 92; Clerk & Lindsell, *Torts*, 402 (11th ed. 1954).

(27) D. P. O'Connell, "*Res Ipsa Loquitur*", [1954] *Cambr. L. J.* 118, 118—119.

(28) *Ibid.*, p. 119. なお、Rupert Cross, *Evidence*, 125—128 (3rd ed. 1967) は、前者を説得的推定としての *res ipsa loquitur* と呼び、後者を証拠上の推定としての

res ipsa loquitur と呼ぶ。

- (29) Lewis, *op. cit.*, p. 85.
- (30) Salmond, *op. cit.*, p. 309.
- (31) Lewis, *op. cit.*, p. 84.
- (32) [1956] 1 Q. B. 596 被告の雇用する労働者が *derailing* タンクの爆発で即死。原告(労働者の未亡人)が被告のネグリジエンスを理由に損害賠償請求。原審裁判官は、被告側鑑定証人の理論的可能性に基づいた説明から、当該事故は、ネグリジエンスの存在、不存在いずれでも発生した⁽³²⁾とし、その説明は事故から生ずるネグリジエンスの推認を十分に反証したと考えて、原告敗訴と判示した。本件は、その上訴審、原告勝訴。
- (33) [1956] 1 Q. B. 596, 606.
- (34) Lewis, Case and Comment, [1956] *CAMB. L. J.* 150—153.
- (35) Milner, *op. cit.*, p. 91.
- (36) Salmond, *op. cit.*, p. 310; Morgan, *op. cit.*, p. 347.
- (37) Street, *The Law of Torts*, 139 (2nd ed. 1959).
- (38) Milner, *op. cit.*, p. 91.
- (39) Cross, *op. cit.*, p. 128.

四 *Res ipsa loquitur* 原則——評価と日本法への示唆

——*res ipsa loquitur* 原則——

イギリスにおける *res ipsa loquitur* 原則の評価を要約的に

示せば以下のごとくなる。まず、証拠法則に依拠する伝統的立場は、これを通常の場合証拠と同じように扱おうとし、な
ら新しい役割を期待しない。これにたいして、法律上の推定
説を支持する最近の有力な考え方は、この原則を積極的に活用
することを主張し、ネグリジエンス事件に厳格責任化をもたら
す極めて重要な手段と考えており、さらには、ネグリジエンス
法そのものの発展にとっても、この原則の援助を看過しえない
ものと見ている⁽⁴¹⁾、と言えよう。

ところで、以上で見てきた *res ipsa loquitur* 原則は、わが
法にいかなる示唆を与えるか。イギリス法が、この原則に結晶
させてきた法観念は、わが国では、「過失の一応の推定」の理
論の一部として処理されてきた、と考えられる⁽⁴²⁾。そして、具体
的訴訟の場においては、推定の強弱の判断は、裁判官の自由心
証にゆだねられてきており、イギリス法の一部に見られたよう
な推認を法律上の推定にまで高めようとする主張は、少ない。
この一つの理由は、おそらく、立証責任の分配に関する伝統的
思考に拘束されてのことであろう。この点で、現時、西ドイツ
の新しい動向として紹介されている危険領域説(Gefahren-
kreisheorie)の主張に見られるごとく、通説的理解への疑
問が提起されつつある⁽⁴³⁾。また、イギリスにおける法律上の推定
判決の有力化傾向を念頭におくとき、これらの動きは、立証責
任(分配則)制度をも含めて、わが国における過失の立証問題
に自己点検を迫っているように思われるのである。

(41) Milner, *op. cit.*, pp. 89—93, 232—233.

- (41) Cf. W. Friedmann, *Law in a Changing Society*, 165 (2nd ed. 1972).
- (42) 中野貞一郎「過失の『一応の推定』について」『法曹時報』一九卷一〇号、一一号、とへに、一一号三四頁の指摘参照。
- (43) さしあたり、三ヶ月章『民事訴訟法』(法律学全集) 四〇五—四一四頁。
- (44) 柏木邦良「西ドイツ民事訴訟法学の現況(四)(五)」『ジュリスト』四九三号—二〇頁、五〇一—八六頁、円谷峻「製造物責任と立証問題(上・下)」『一橋論叢』六八卷二号九〇頁、三号六七頁、池田彗男「損害賠償訴訟と立証責任——西ドイツにおける危険領域論の展開——」(一〇)

- (続) 『北大法学論集』二三卷一、三、四号など。
- (45) この傾向にせうと考えられる最近の判決例には以下のものがある。Swan v. Salisbury Construction Co. Ltd. [1966] 1 W. L. R. 204 (P. C.); Pearce v. Round Oak Steel Works Ltd. [1969] 1 W. L. R. 595 (C. A.); Ludgate v. Lovett [1969] 1 W. L. R. 1016 (C. A.); Henderson v. Henry E. Jenkins & Sons [1969] 2 W. L. R. 147; cf. G. H. L. Fridman, "Res Ipsa Loquitur," 120 *New L. J.* 181 (1970).

(一橋大学大学院博士課程)